

ながおか飲食店応援!! お食事クーポン券 取扱店登録申込書

FAX または郵送でお申込ください
お申込み受付期限：令和3年11月22日

F A X:0258-36-7385
郵送先：〒940-8501 (住所不要)
長岡市事業者向け総合相談窓口 行き



★付きの項目は登録にあたり必須項目ですので、全てご記入ください。

下記に同意する (同意する場合✓をいれてください。この同意がない場合は取扱店登録いたしかねます)

2頁目の取扱店登録条件をすべて(2と3はいずれかでも良い)満たしていることを確認したうえで取扱店に申し込みます。
また、取扱店の責務等について厳守し、ガイドラインに基づき新型コロナウイルス感染症対策に取り組むことを誓います。

新潟県 Go To Eat キャンペーン食事券の取扱店であった店舗様へ 取扱店であった場合は✓をいれてください
同封した換金申込書の左上にある取扱店コード(5桁の数字)を記入してください。新潟県Go To Eat キャンペーンの取扱店コードとは異なります。

取扱店情報 <small>※取扱店として長岡市のホームページに掲載します。 ※取扱店登録申込書(同封)に捺印の店舗を登録してください。</small>	★店舗名	フリガナ				★日中連絡のとれるTEL			
	★所在地	〒	市区町村	地(町)名	丁・番号・番地	★店舗TEL			
	★担当者名	フリガナ				★店舗FAX			
	★ジャンル	下表の1~13の中で該当するジャンル番号を1つ右枠に記入してください。				★テイクアウトとデリバリーサービスについて、それぞれ該当する方の右枠に✓を入れてください。	テイクアウト	有	無
		1.和食、2.寿司、3.割烹、4.洋食、5.イタリアン、6.フレンチ、7.中華、8.ラーメン、9.ファストフード、10.軽食、11.喫茶、12.居酒屋、13.その他				デリバリー	有	無	

サイト URL

振込口座情報	★金融機関名			★金融機関コード			★支店名			★支店コード		
	★該当する科目の右枠に✓を入れてください。	当座	普通	★口座番号	フリガナ		★口座名義					
		その他		左詰めでご記入ください。								

※振込み口座情報はよく確認してご記入ください。
※振込み口座情報の確認書類として、通帳(カナ表示の口座名義、科目、口座番号が確認できるページ)またはキャッシュカードのコピーをFAXまたは郵送してください。

法人組織の場合、ご記入ください。	★会社名	フリガナ				TEL			
	★本社所在地	〒	市区町村	地(町)名	丁・番号・番地	FAX			
	★代表者名					印			

当申込書と、振込口座情報の確認書類を、FAX または郵送してください。

受付係使用欄			
取扱店コード	確認欄①	確認欄②	備考欄

長岡市内で飲食店を営むみなさまへ

ながおか飲食店応援!!

お食事クーポン券

取扱店募集

お申込み受付期限：令和3年11月22日(月)

長岡市は、ポッキリサポートに続く経済回復支援策として「ながおか飲食店応援!!お食事クーポン券」事業を行います。

ながおか飲食店応援!! お食事クーポン券事業の概要

発行 者：長岡市
額 面：2,000円(500円×4枚)
利用 期 間：令和3年12月1日(水)～令和4年1月10日(祝・月)
利用 方 法：1,000円以上のお支払い金額につき、1,000円毎に1枚(500円分)利用可能
※店舗での飲食のほか、テイクアウトやデリバリーも対象
配布 方 法：市政だより12月号に掲載して約11万世帯に配布
取扱対象店舗：長岡市内の飲食店
※詳細は取扱店登録条件をご確認ください。

お問い合わせ先 長岡市事業者向け総合相談窓口
TEL.0258-39-1238 平日 9:00~17:00
順次長岡市ホームページに情報アップいたします

ながおか飲食店応援!! お食事クーポン券 取扱店登録条件

※ながおか飲食店応援!! お食事クーポン券の取扱店にご登録していただくには、下記のすべて(2と3はいずれかでも良い)の条件を満たしている必要があります。ご一読の上、左側の□に✓を入れながら確認をお願いします。

【営業形態】

- 1. 当店は、日本標準産業分類(平成25年10月改訂)の中分類「76 飲食店」に分類される飲食店(主として客の求めに応じ調理した飲食料品をその場で飲食させる飲食店)であり、かつ、食品衛生法(昭和22年法律第233号)第52条第1項に基づく「飲食店営業」又は「喫茶店営業」の許可を得ています。
- 2と3のいずれかに該当します。
 - 2. 当店は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(以下「風営法」という。昭和23年法律第122号)第2条第4項に規定される「接待飲食等営業」及び同条第11項に規定される「特定遊興飲食店営業」の許可を得た営業を行っていません。
 - 3. 当店は、風営法の許可を有しているものの、臨時に外から呼んできた者のみに接待させる営業を行っている店であり、かつ、事業に参加している間は、クーポン券の利用者がどうにかに関わらず、利用客に対して接待飲食等営業を行わず、その旨を店頭に掲示します。
- 4. 当店は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に該当する暴力団及び同条第6号に該当する暴力団員、暴力団関係企業若しくはこれらに準ずる者又はその構成員若しくは準構成員が関与する営業を行っていません。
- 5. 当店は、長岡市内で営業する飲食店です。

【行政への協力】

- 6. 当店は、事業期間中に、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第24条第9項に基づく協力の要請があった場合には、それに従います。また、同法に基づく要請でないものであっても、営業時間の短縮等、国又は地方公共団体からの要請があった場合には、それに従います。
- 7. 当店は、事業期間中に、当店の従業員から新型コロナウイルスの感染者が発生したことを把握した場合には、速やかに長岡保健所に報告します。
- 8. 当店は、長岡市が事前通告なしに行う訪問調査に協力します。

【新型コロナウイルス感染予防対策】

- 9. 当店は、①または②に該当する感染予防対策を実施しています。
 - ①新潟県の「にいがた安全なお店応援プロジェクト」の認証を取得しています。
 - ②下記の予防対策のほか、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(改正)に基づく事業継続のためのガイドライン(一般社団法人日本フードサービス協会、一般社団法人全国生活衛生同業組合中央会)」などの業種別感染拡大予防ガイドラインに基づく予防対策を実施しています。
 - ・アクリル板等の設置、座席間隔の確保
 - ・手指消毒用の消毒液の設置
 - ・換気の徹底
 - ・食事中以外のマスク着用の呼び掛け
- 10. 当店は、利用者に対して、以下の事項を周知します。
 - ・発熱や咳など異常が認められる場合は来店しないこと。
 - ・できる限り混雑する時間帯を避けること。
 - ・大人数での会食や飲み会を避けること。
 - ・デリバリーやテイクアウトを活用すること。
 - ・店が席の配置や食事の提供方法を制限することに協力すること。
 - ・食事の前に手洗い・消毒をすること。
 - ・咳エチケットを守ること。会話の声は控えめにし、大声に繋がりがやすい大量の飲酒を避けること。
 - ・食事中以外はマスクを着用すること。
 - ・新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCONA)を利用すること。
 - ※上記ガイドラインに基づく取組等に加え、感染防止対策の実施状況を示すピクトグラムポスターの掲示を推奨しています。ピクトグラムポスターは、新潟県ホームページからダウンロードしてください。
<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/shogyoshinko/pictogram.html>

【換金】

- 11. 当店は、長岡市(市の委託業者含む)にて確認したクーポン券の枚数と換金申込書に記載された枚数とが相違している場合には長岡市(市の委託業者含む)にて確認したクーポン券枚数に準じた金額で振込がなされることに同意します。

【参加登録の取消】

- 12. 当店は、ガイドラインの遵守に係る不備について、長岡市の指摘に適切に対応しない場合や上記登録条件に違反や虚偽があった場合、参加登録が取り消されることに同意します。

クーポン券取扱店 登録申込み～換金の流れ

申込方法

2ページの取扱店登録条件の内容に同意し、取扱店の責務等について厳守し、ガイドラインに基づき新型コロナウイルス感染症対策に取り組むことができるかご確認ください。



4ページの取扱店登録申込書に記入し

■ 記入した取扱店登録申込書

■ 取扱店登録申込書に記入した振込口座情報の確認書類として、通帳(カナ表示の口座名義、科目、口座番号が確認できるページ)またはキャッシュカードのコピーをFAXまたは郵送してください。

<FAXの場合>

0258-36-7385

<郵送の場合>

〒940-8501
(住所不要)

長岡市事業者向け総合相談窓口 行き

お申込みは、令和3年11月22日(月)まで受付します。

※FAX・郵送ともに11月22日必着

登録申込後の流れ

1. 発行者により申込内容を確認し、取扱店として登録します。

※申込内容や状況により登録できない場合があります。その場合は連絡いたします。

2. 取扱店として登録された店舗様は、11月30日を目途に、長岡市ホームページの当事業専用ページに店舗情報を掲載します。

※ホームページへの掲載をもって取扱店として登録完了となります。

3. マニュアルやステッカー、換金に必要なツールなどをご確認のうえ、クーポン券の利用受け付け準備を進めてください。

4. 各店舗にてクーポン券の利用を受け付けてください。利用されたクーポン券は保管していただき、令和4年1月11～25日(必着)に換金申込をしていただきます。換金申込後、3週間ほどでお振込みいたします。

※換金に必要な郵送料や振込手数料は発行者が負担します。

※換金申込受付は1店舗当たり1回です。ご支給する換金ツールやゆうパック伝票を活用し、集計場所へ郵送していただきます。

※詳しくはマニュアルをご覧ください。

クーポン券の利用期間は令和3年12月1日(水)～令和4年1月10日(祝・月)です。